

令和2年度概算要求について

法務省

第1 経費関係

1	一般会計	8,214億円
2	東日本大震災復興特別会計	52億円

第2 定員関係

増員要求数	1,826人
定員合理化数	△1,075人
純増要求数	751人

令和2年度概算要求等額

一般会計

(単位:百万円)

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 概算要求等額	増△減額	
				うち物件費
1 大臣官房関係経費	131,980	134,512	2,532	2,324
2 日本司法支援センター関係経費	31,514	34,315	2,801	2,801
3 施設整備関係経費	19,958	37,245	17,287	17,287
4 法務総合研究所関係経費	2,282	2,593	312	311
5 登記・戸籍等関係経費	129,210	138,122	8,912	8,257
6 検察関係経費	112,626	114,384	1,758	1,725
7 矯正関係経費	239,112	243,523	4,411	5,226
8 更生保護関係経費	27,542	28,207	665	520
9 人権擁護関係経費	3,486	4,013	527	527
10 訟務関係経費	1,955	2,081	126	126
11 出入国在留管理庁関係経費(注1.2)	58,267	66,576	8,309	6,290
12 公安審査委員会関係経費	67	67	0	0
13 公安調査庁関係経費	15,039	15,749	710	559
合 計	773,039	821,387	48,348	45,953
臨時・特別の措置(注2)	39,876			
総 合 計	812,916			

注1 上記のほか、国際観光旅客税財源充当事業については、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」に基づいて、観光庁において一括計上して要求する。

注2 国際観光旅客税財源充当事業及び臨時・特別の措置を活用した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る経費の具体的な内容については、予算編成過程において検討する。

東日本大震災復興特別会計

(単位:百万円)

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 概算要求等額	増△減額	
				うち物件費
1 登記事務関係経費	483	478	△ 6	△ 5
2 民事法律扶助等関係経費	607	573	△ 34	△ 34
3 施設復旧関係経費	2,080	4,159	2,080	2,080
合 計	3,170	5,210	2,040	2,042

注 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

一般会計概算要求における重点事項の概要

(単位:百万円)

※ 前年度予算額は、臨時・特別措置額を除いた金額である。

	前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
--	---------------	---------------	-----------------------

I 2020年東京大会等に向けた安全・安心の基盤整備	18,016	21,114	3,099
-----------------------------------	---------------	---------------	--------------

1 出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等	15,292	17,687	2,395
------------------------------	---------------	---------------	--------------

〈施策の概要〉

2020年東京大会等の開催や観光立国に向けた施策を契機とした訪日外国人の増加に対応するために必要な出入国管理体制の強化。

〈骨太の方針との関連〉

- ・顔認証システムの導入やCIQの計画的な体制整備等による出入国の迅速化【骨太29頁】
- ・空港・港湾・海上等での水際対策・入国管理の強化【骨太47頁】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

①海港施設供用開始に伴う出入国審査体制の整備	0	206	206
②東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別対策経費	0	149	149

〈国際観光旅客税財源充当事業〉

ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現等

※ 国際観光旅客税財源充当事業については、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」に基づいて、観光庁において一括計上して要求する。

また、これらの経費に係る具体的な施策・事業については、予算編成過程において検討する。

2 治安・テロ対策の強化	2,724	3,427	703
---------------------	--------------	--------------	------------

〈施策の概要〉

2020年東京大会等の開催を見据えてテロ等関連情報の収集・分析を強化し、政府・関係機関のニーズに応じて適宜情報を提供することにより、政府の施策決定に情報面で貢献するための治安・テロ対策の強化。

〈骨太の方針との関連〉

- ・先端技術を活用したテロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力の充実【骨太46頁】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

東京大会等の安全開催を始めとしたテロ関連情報収集・分析機能の強化	537	1,041	504
----------------------------------	-----	-------	-----

(単位:百万円)

※ 前年度予算額は、臨時・特別措置額を除いた金額である。

前年度予算額	概算要求等額	対前年度 増△減額
(A)	(B)	(B-A)

Ⅱ 経済再生加速化のための基盤整備	【 860 】 ※臨時・特別措置額		
	10,119	16,698	6,580

1 所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等	【 860 】 ※臨時・特別措置額		
	6,348	6,784	435

〈施策の概要〉

所有者を特定することが困難な土地等の解消に向けた各種施策の推進。
従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の推進。

〈骨太の方針との関連〉

- ・所有者不明土地等の解消や有効活用に向けた各種対策の推進【骨太64頁】
- ・遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組の推進【同】
- ・筆界特定制度の新たな活用策等の検討を含めた登記所備付地図の整備の推進【同】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

①所有者不明土地等の解消や有効活用に向けた各種対策の推進	【 860 】 ※臨時・特別措置額		
	653	854	202
②遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組の推進	916	1,059	143
③筆界特定制度の新たな活用策等の検討を含めた登記所備付地図の整備の推進	4,779	4,870	91

2 デジタルガバメントの実現に向けた戸籍事務とマイナンバー制度との連携等	3,770	9,914	6,144
---	--------------	--------------	--------------

〈施策の概要〉

戸籍事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大のための体制整備。
IT活用による行政の利便性の向上(添付書類の撤廃)と行政手続等におけるオンライン化のための体制整備。

〈骨太の方針との関連〉

- ・戸籍事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大【骨太52頁】
- ・IT活用による行政の利便性の向上や業務の見直し(添付書類の撤廃を含む)とデジタル3原則に則った行政手続等におけるオンライン化の徹底【同】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

①戸籍事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大の推進	2,202	6,309	4,108
②IT活用による行政の利便性向上(添付書類の撤廃), 行政手続におけるオンライン化の徹底	1,569	3,605	2,036

(単位:百万円)

※ 前年度予算額は、臨時・特別措置額を除いた金額である。

前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
---------------	---------------	-----------------------

Ⅲ 共生社会実現へ向けた取組の推進	4,488	9,832	5,344
-------------------	-------	-------	-------

1 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進及び環境整備	1,002	5,819	4,817
----------------------------	-------	-------	-------

〈施策の概要〉

外国人材の受入推進及びそれに伴う在留外国人の更なる増加への的確な対応と在留管理等の実施。

〈骨太の方針との関連〉

・日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するための施策の充実・強化【骨太39頁】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

①外国人共生センター(仮称)の新設に伴う経費	0	371	371
②改正入管法に基づく在留管理基盤の強化のためのシステム改修	0	2,708	2,708
③外国人受入環境整備交付金	1,000	1,750	750

2 誰一人取り残さない社会の実現に向けた人権擁護施策の推進	3,486	4,013	527
-------------------------------	-------	-------	-----

〈施策の概要〉

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を目指し、国籍、障害等、違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会を実現するため、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、きめ細かな人権擁護活動を更に展開。

〈骨太の方針との関連〉

・ヘイトスピーチ・ウェブ上の人権侵害情報の適切な削除に向けた相談対応等の推進【骨太46頁】
 ・SNS指向の若年層の問題など実態を踏まえた人権擁護活動の強化【同】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

①子ども・若年層に対する人権擁護活動の推進	679	901	222
②心のバリアフリーの推進	165	318	153
③インターネット上の人権問題対策の推進	84	144	61

(単位:百万円)

※ 前年度予算額は、臨時・特別措置額を除いた金額である。

前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
---------------	---------------	-----------------------

IV 犯罪をした者等の再犯防止対策の推進	【 39,017 】 ※臨時・特別措置額		
	33,054	51,266	18,211

1 再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化	【 404 】 ※臨時・特別措置額		
	13,096	14,021	925

〈施策の概要〉

犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月)及び「宣言:犯罪に戻らない,戻さない」(平成26年12月),「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月)に掲げられている対象者の特性に応じた処遇,住居の確保,就労支援等の再犯防止対策を推進。

〈骨太の方針との関連〉

・再犯者を減少させるため,対象者の特性に応じた指導,就労・修学支援,福祉等の利用促進,協力雇用主への継続的支援,保護司の安定的確保・活動支援,地方自治体との連携,満期出所者対策の強化,持続可能で質の高い更生保護の推進【骨太46頁】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

	【 404 】 ※臨時・特別措置額		
矯正・保護が連携したシームレスな就労支援体制の充実強化等	10,114	10,759	645

2 矯正施設等の環境整備	【 38,613 】 ※臨時・特別措置額		
	19,958	37,245	17,287

〈施策の概要〉

旧耐震基準により昭和56年以前に整備された法務省施設及び職員宿舍の建替え等の耐震対策を推進。
再犯防止施策推進の土台となる矯正施設の環境整備を推進。

〈骨太の方針との関連〉

・矯正施設の環境整備等を強化【骨太46頁】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

	【 38,613 】 ※臨時・特別措置額		
①矯正施設関係	16,636	30,098	13,463
②法務総合庁舎関係	3,322	7,146	3,824

(単位:百万円)

※ 前年度予算額は、臨時・特別措置額を除いた金額である。

前年度予算額 (A)	概算要求等額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
---------------	---------------	-----------------------

V 京都 kongress の開催及び「司法外交」の推進			
	2,452	4,604	2,152
1 2020年国連犯罪防止刑事司法会議(京都kongress)の開催	208	1,985	1,778
<p>〈施策の概要〉</p> <p>京都kongressの成功に向けた取組と国内外の経済成長を支える司法インフラの整備の促進。</p> <p>〈骨太の方針との関連〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連・関係各国等との連携による京都kongress2020の成功【骨太46頁】 <p>〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉</p> <p>京都kongress開催に要する経費</p>			
	208	1,985	1,778
2 国際法務人材の育成及び国内外の法的紛争に係る予防司法機能の強化等	2,062	2,395	333
<p>〈施策の概要〉</p> <p>「司法外交」の推進に向けた各種施策の充実化及び訴訟に発展するおそれのある政策・事象及び国益に関する国際紛争等への支援の推進。</p> <p>〈骨太の方針との関連〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際法等の知見を持つ国際法務人材の育成、国際紛争解決機関派遣等による国際ネットワークの充実【骨太46頁】 ・国内外の法的紛争に係る予防司法機能の充実、国際紛争解決ルールの形成への積極的な関与、国際裁判への対応能力の強化【同】 <p>〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉</p>			
①国際法務人材の育成及び国際ネットワークの充実等	107	314	207
②予防司法機能及び国際裁判への対応能力の充実強化	54	164	110
3 法制度整備支援によるビジネス環境整備促進	182	224	41
<p>〈施策の概要〉</p> <p>主にASEAN諸国を始めとする開発途上国の持続的成長を実現するために不可欠な法的基盤作りを支援するとともに、法の支配を定着させるための法制度整備支援の推進。</p> <p>〈骨太の方針との関連〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力としての人材育成・法制度整備支援の強化【骨太46頁】 <p>〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉</p> <p>ASEAN地域等における法制度整備支援の推進等</p>			
	119	160	41

(単位:百万円)

※ 前年度予算額は、臨時・特別措置額を除いた金額である。

前年度予算額

概算要求等額

対前年度
増△減額
(B-A)

(A)

(B)

VI 法の支配を実現するその他の諸施策の推進

32,637

36,044

3,407

1 検察活動の充実強化

1,094

1,684

591

〈施策の概要〉

捜査・公判に必要な人的・物的基盤を確保することによる検察活動の充実強化。

〈骨太の方針との関連〉

・性犯罪や児童虐待, サイバー犯罪, 薬物犯罪, 特殊詐欺, 組織犯罪など, 深刻化する犯罪に対する多機関連携を強化した施策の充実及び治安・司法分野における人的・物的基盤の整備【骨太45頁】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

① 検察活動における体制整備

1,063

1,562

499

② 犯罪被害者等対応の強化

31

123

92

2 頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援等の充実強化

31,543

34,359

2,816

〈施策の概要〉

国選弁護等関連業務, 民事法律扶助事業等の総合法律支援の充実強化及び子供や若者への幅広い法教育の推進。

〈骨太の方針との関連〉

・総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法や法教育の推進【骨太46頁】

〈2年度要求における主な新規・拡大事項〉

① 被疑者国選弁護対象事件の拡大(刑事訴訟法改正)

1,210

1,630

420

② 子供や若者への幅広い法教育の推進

29

48

19

※百万円単位で四捨五入している関係から、合計額が一致しない場合がある。

令和2年度定員要求事項

法 務 省

令和2年度増員要求数	1,826人 (1,772人)
定員合理化数	▲1,075人 (▲ 961人)
純増要求数	751人 (811人)

※ 増員要求数1,826人のうち、130人は時限の定員に係る要求である。
※ () 内数字は、令和元年度の要求数等であり、「新たな障害者雇用の推進のための定員」53人を含まない。

(主な要求事項)

出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等

- 出入国審査体制の充実強化 入国審査官 216人

治安・テロ対策の強化

- 公安調査体制の充実強化 公安調査官 90人

所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等

- 遺言書保管制度の運用に係る体制整備等 遺言書保管官等 222人
(このほか、時限が到来する登記官等35人の時限延長を要求)

共生社会実現へ向けた取組の推進

- 外国人材の受入れに伴う
在留管理・支援体制の充実強化等 入国審査官等 365人
- 人権侵害事件事務処理体制の充実強化 係長 5人

再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化

- 再犯防止対策・施設内処遇等の充実強化 刑務官等 542人
- 再犯防止対策・社会内処遇等の充実強化 保護観察官等 97人

国内外の法的紛争に係る予防司法機能の強化等

- 予防司法・訟務事件処理体制の充実強化 法務専門職等 10人

法の支配を実現する施策の推進

- 検察活動の充実強化 検事・検察事務官 279人

参 考 資 料 （ 目 次 ）

概算要求等額 頁

一般会計概算要求における重点事項

I 2020年東京大会等に向けた安全・安心の基盤整備

1	出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等	17,687 百万円	1
2	治安・テロ対策の強化	3,427 百万円	2

II 経済再生加速化のための基盤整備

1	所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等	6,784 百万円	3
2	デジタルガバメントの実現に向けた戸籍事務とマイナンバー制度との連携等	9,914 百万円	4

III 共生社会実現へ向けた取組の推進

1	外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進及び環境整備	5,819 百万円	5
2	誰一人取り残さない社会の実現に向けた人権擁護施策の推進	4,013 百万円	6

IV 犯罪をした者等の再犯防止対策の推進

1	再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化	14,021 百万円	7
2	矯正施設等の環境整備	37,245 百万円	8

V 京都 kongress の開催及び「司法外交」の推進

1	2020年国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の開催	1,985 百万円	9
2	国際法務人材の育成及び国内外の法的紛争に係る予防司法機能の強化等	2,395 百万円	10
3	法制度整備支援によるビジネス環境整備促進	224 百万円	11

VI 法の支配を実現するその他の諸施策の推進

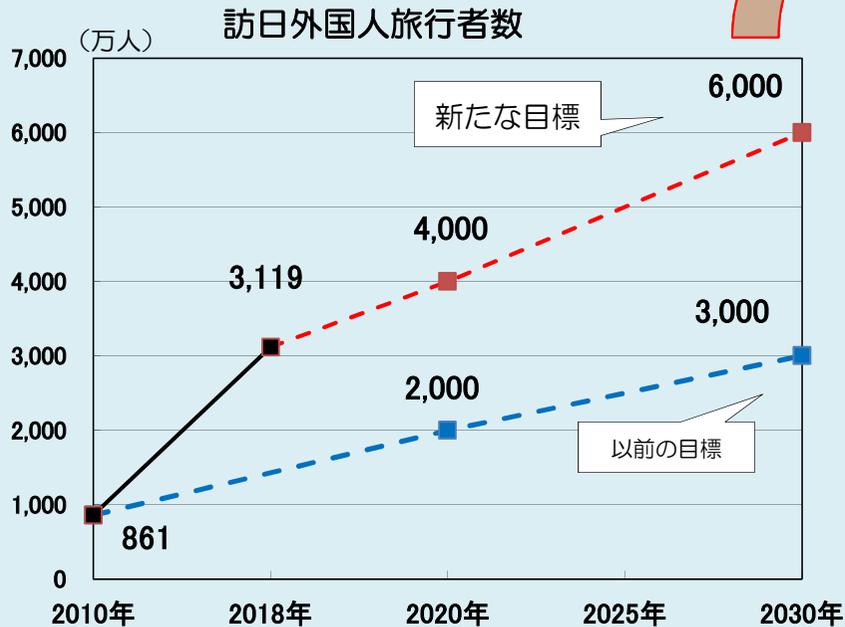
1	検察活動の充実強化	1,684 百万円	12
2	頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援等の充実強化	34,359 百万円	13

出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等

令和2年度概算要求等額

17,687百万円(2,395百万円増)

「成長戦略フォローアップ」等



課題

- 訪日外国人旅行者数
2020年 4,000万人
2030年 6,000万人 を目指す

世界最高水準の技術を活用し、入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現

- 平成29年5月 イギリスにおけるテロ事件の発生
- 平成31年4月 スリランカにおけるテロ事件の発生 等

テロリスト等の入国阻止のため厳格な出入国管理を維持

円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立

主な施策

- ・ 海港施設供用開始に伴う審査端末機器等の整備
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別対策経費

等

- 令和2年度中に供用開始予定
 - ・ 東京国際クルーズターミナル
 - ・ 平良港ターミナル

等

- これらの海港に審査端末機器等を配備し円滑な上陸審査を実施

治安・テロ対策の強化

令和2年度概算要求等額

3,427百万円(703百万円増)

概要

我が国を取り巻く脅威が高まる中、東京大会等の安全開催を見据えたテロ関連情報のほか、サイバー攻撃や周辺国による対日有害活動に関する情報収集・分析を強化し、政府・関係機関の情報ニーズに応じて、適宜情報を提供することにより、政府の施策決定に情報面で貢献し、国民の安全で安心な暮らしを実現する。

我が国を取り巻く脅威

国際テロの脅威

- ⇒ 「一匹狼」型テロリストや外国人戦闘員によるテロ
- ⇒ 海外で邦人がテロの被害に遭遇

サイバー攻撃の脅威

- ⇒ 常態化・多様化・深刻化
- ⇒ サイバー空間を悪用するテロ組織

周辺国による有害活動等の脅威

- ⇒ 我が国の先端技術・物資の不正流出
- ⇒ 大量破壊兵器の保有、拡散

オウム真理教の脅威

- ⇒ 麻原の影響下にあり、危険な体質に変化なし



(新保木間施設)

- ⇒ 政府への敵対姿勢

課題（政府方針等）

東京大会等の安全開催

- ⇒ テロ関連情報収集・分析の強化
(骨太の方針2019)

	国際的行事
4月	京都コングレス
7~9月	東京大会

サイバーセキュリティ対策に資する情報貢献

(サイバーセキュリティ2019)

カウンターインテリジェンス機能の強化

- ⇒ 周辺国による対日有害活動に対処するための情報収集・分析体制の強化
(「世界一安全な日本」創造戦略)

オウム真理教による不法事案じゃっ起の未然防止と国民の不安感の解消・緩和

(「世界一安全な日本」創造戦略)



(地域住民等が署名提出)

治安・テロ対策の強化

東京大会等関係

- ⇒ 脅威度の高い団体に対する集中調査
- ⇒ 外国機関との連携強化

サイバー関係

- ⇒ サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握のための情報収集・分析の強化
- ⇒ 高度な専門性を有する人材の育成

カウンターインテリジェンス関係

- ⇒ 周辺国による我が国の先端技術・物資の不正流出等に関する情報収集・分析の強化

オウム真理教関係

- ⇒ 観察処分の適正かつ厳格な実施

- ⇒ 地域住民等との意見交換の強化



(札幌白石施設)

国民の安全で安心な暮らしの実現

所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等

政府方針

●経済財政運営と改革の基本方針2019 第3章2.(2)②社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり)等

- 所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき対策を推進する。
(対策)①新しい法制度の円滑な施行, ②所有者不明土地の発生を予防するための仕組み, 所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改革の実現を目指す。
- 遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める。
- 登記所備付地図の整備を推進するため、筆界特定制度の新たな活用策の検討を進める。

●所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和元年6月所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

- 所有者不明土地の解消に向けた各種施策の一体的実施のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求等を検討する。
- 地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図については、地方公共団体による筆界特定制度の新たな活用策を導入する等の取組を進めるとともに、必要となる体制を速やかに整備する。
- 法制審議会において、相続等による所有者不明土地の発生を防止するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備する観点から、民法及び不動産登記法の改正についての検討を進め、来年(2020年)、民事基本法制の見直しを行う。
- 法定相続情報証明制度の円滑な運用や来年7月に施行される法務局における遺言書の保管制度の円滑な導入を図るために必要な人的・物的体制を整備するなどして相続登記を促進する。

所有者不明土地の解消や有効活用に向けた各種対策の推進

○長期相続登記等未了土地の解消事業の推進

⇒ 長期間にわたって相続登記等が未了となっている土地について、地方公共団体等の要望を踏まえ、登記官が調査対象土地の所有権の登記名義人となり得る者(法定相続人)を調査し、その結果を登記記録に記録するとともに、調査により判明した法定相続人に通知を行い相続登記の申請を促す。



○表題部所有者不明土地の解消事業の推進

⇒ 不動産登記の表題部所有者欄の氏名・住所の全部又は一部が正常に記載されていない土地について、登記官や所有者等探索委員が所有者を探索し、その結果を踏まえて登記の記録を改める。

○法定相続情報証明制度の円滑な運用

⇒ 各種相続手続に利用可能な法定相続情報証明制度の利用を推進し、相続人の相続手続における手続的な負担を軽減するとともに、登記所を訪れる相続人に対して、相続登記を直接的に促す。



○民法及び不動産登記法の改正

⇒ 所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、当該土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備する観点から、民法及び不動産登記法の改正を行い国民に周知する。

筆界特定制度の新たな活用策等の検討を含めた登記所備付地図の整備の推進

○登記所備付地図の整備の推進

⇒ 従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の実施により、土地の情報基盤である登記所備付地図の整備を推進する。



・地図作成によりインフラが整備
・街並が変貌し観光客増加

○筆界特定制度の活用の推進

⇒ 登記所備付地図の整備に資するよう、筆界特定制度の新たな活用策に対応する体制を整備し、適正に処理する。

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組の推進

○法務局における遺言書の保管制度の円滑な導入

⇒ 遺言者の申請に基づき、遺言書の原本とその画像情報等を保管・管理し、遺言者の死亡後、相続人等への遺言書の画像情報等を用いた証明書の交付等を実施するため、所要の体制を整備する。



効果

土地の権利関係及び地籍の明確化による土地利用の円滑化、経済取引の活性化

政府方針

- 戸籍事務へ番号制度を導入することにより、政府一丸となって推進するマイナンバーの利用拡大を達成
- 既存システムを活用することにより、効率的かつ効果的なシステム連携を実現
 - 令和元年5月24日、戸籍法の一部を改正する法律及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が成立
 - 経済運営と改革の基本方針2019 第3章 2. (1)①デジタルガバメントによる行政効率化

デジタルガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して廃止するとともに、戸籍事務、(中略)などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

IT活用による行政の利便性向上や(中略)業務の見直し(添付書類の撤廃を含む)とデジタル三原則に則った行政手続等におけるオンライン化の徹底

戸籍事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大の推進

現状・課題

- 行政手続において申請書に加え戸籍証明書の添付が必要
- 各市区町村で個別にシステムを構築しており、相互に連携不可
⇒国民にとって、**戸籍証明書を本籍地の市区町村に個別に請求**する手間が発生

対策

- ・ 法務省において「**戸籍情報連携システム(仮称)**」※を整備
- ・ 市区町村の**戸籍情報システムを改修**

※ 既存の戸籍副本管理システムの仕組みを活用

●申請手続の例(年金手続)



効果

- 行政手続における戸籍証明書及び登記事項証明書の添付省略が可能
※ 最寄りの市区町村での戸籍証明書の取得も可能

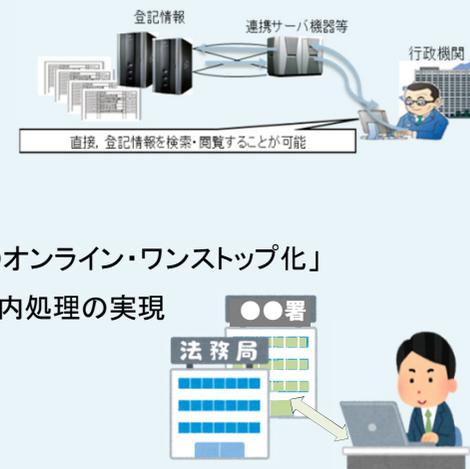
ITを活用した行政の利便性向上、行政手続におけるオンライン化の徹底

現状・課題

- 行政手続において申請書に加え登記事項証明書の添付が必要
⇒国民にとって、**登記事項証明書を登記所に請求**する手間が発生
- 我が国の法人設立手続は、必要な手続数が多く、日数がかかることが世界銀行のビジネスランキングにおける低評価の要因

対策

- 行政機関との登記情報の連携
 - ・ 登記情報連携に係る登記事項証明書の添付省略及びその適切な運用体制の確立
- 法人設立登記のオンライン・ワンストップ化
 - ・ マイナポータルを活用した「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化」
 - ・ オンラインによる法人設立登記の24時間以内処理の実現
 - ・ 定款認証及び法人設立登記の同時申請
 - ・ 印鑑届出の任意化対応

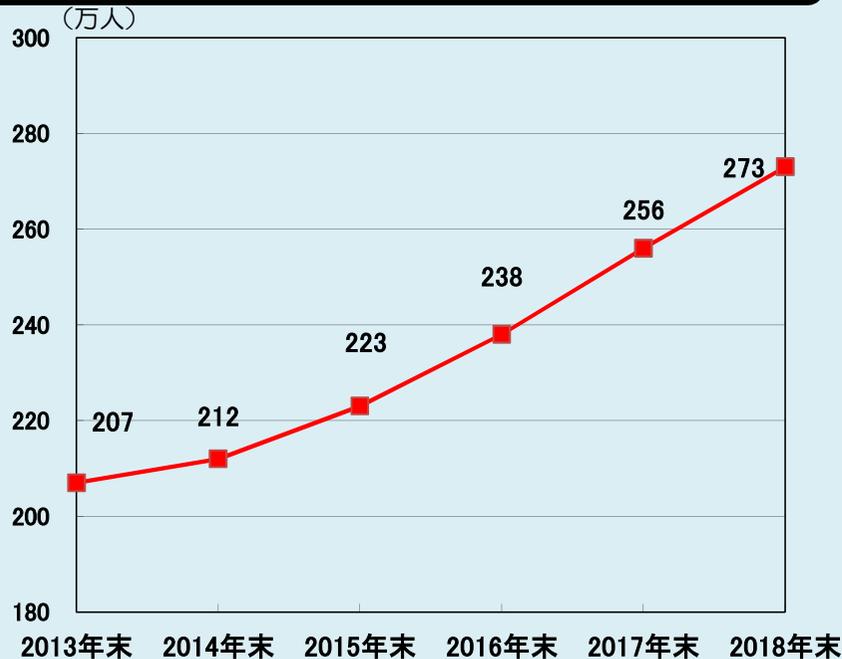


- デジタル・ガバメントの効果的な推進に貢献
 - ・ 行政の効率化の実現
 - ・ 国民の利便性が飛躍的に向上

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進及び環境整備

令和2年度概算要求等額
5,819百万円(4,817百万円増)

在留外国人数の推移



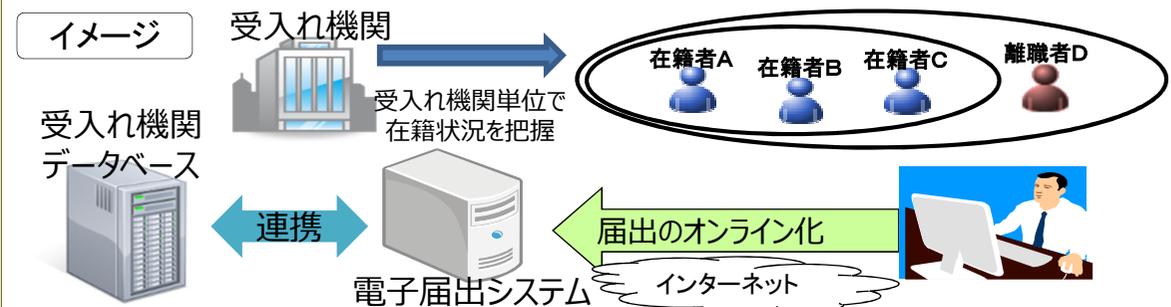
「経済財政運営と改革の基本方針2019」等

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に基づき、着実に取組を進める。
- 地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進、同相談窓口への法務省等の職員派遣等による支援の強化等を行う。
- 関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方自治体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備し(外国人共生センター(仮称)の設置)、2020年度中に運用を開始する。
- 在留外国人を受入機関別に把握するためのICT活用システムの整備等を行うとともに、届出のオンライン化や出入国在留管理庁と厚生労働省とのオンラインでの情報連携を検討・推進する。
- 偽造在留カードを簡便に発見するための効果的な方策を検討・推進するなどして、不法滞在者対策を強化する。

円滑な外国人の受入れと共生社会の実現

主な施策

- 改正入管法に基づく在留管理基盤強化
- 外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への財政支援



- 受入れ機関等データベースを構築することで外国人の在留状況を正確かつ継続的に把握。届出のオンライン化により負担軽減を実現。

誰一人取り残さない社会の実現に向けた人権擁護施策の推進

施策の概要

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を目指し、国籍、障害等、違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会を実現するため、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、きめ細かな人権擁護活動を更に展開

- 拡大版SDGsアクションプラン2019(令和元年6月推進本部決定)
- 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月閣議決定)
- 児童虐待防止対策の抜本的強化について(平成31年3月閣議決定)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年6月施行)

現状と課題

子ども・若年層に対する人権擁護活動の推進

- 平成29年度の小中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は約41万件超、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は約13万件超であり、いずれも過去最高
- 近年では、若年層を中心に、コミュニケーション手段がSNSに移行し、電話・eメールの利用率が低下

心のバリアフリーの推進

- 外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを言われた経験があると回答した人が29.8%(平成28年度「法務省委託調査」)
- 障害を理由とする差別や偏見があると回答した人は83.9%(平成29年度「障害者に関する世論調査」)
- ※ 心のバリアフリー:様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと(平成29年2月関係閣僚会議決定「ユニバーサルデザイン2020行動計画」)

インターネット上の人権問題対策の推進

- インターネット利用率は全体で80.9%を超えるなど、広く普及し、生活する上でなくてはならない存在
- 法務省の人権擁護機関が新たに救済手続を開始したネットいじめ等のインターネット上の人権侵犯事件数は増加傾向にあり、救済手続を本格化した平成16年と比較して、平成30年の事件数は約9.6倍に急増

対策

1 人権相談・調査救済活動の充実強化

- ・SNS等を活用した人権相談体制の充実強化
- ・対応言語の拡大等による外国人向け人権相談体制の充実強化
- ・インターネット上の人権侵犯事件処理のための体制整備

2 人権啓発活動の充実強化

- ・子ども・若年層を中心とした人権啓発活動の充実強化
- ・外国人・障害者の理解促進のための体験型人権啓発活動の充実強化
- ・ハンセン病に関する人権啓発活動の拡大

誰一人取り残さない社会の実現

再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化

現状及び課題

◎ 再犯防止に向けた総合対策

(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)

【数値目標】令和3年までに出所後2年以内再入率を20%以上減少させる

◎ 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

(平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定)

- ・再入受刑者の7割強は犯時無職者、無職の保護観察対象者の再犯率は、有職者の約3.3倍
- ・刑務所等から出所したものの、帰るべき場所がない者が約3,900人
- ・支援を必要とする高齢者・障害者等の増加
- ・薬物事犯者の再犯率が非常に高い(5年以内に約半数が再入所)
- ・在所中の就職内定件数は平成29年度で約880件(刑務所出所者は年間約2万2千人)

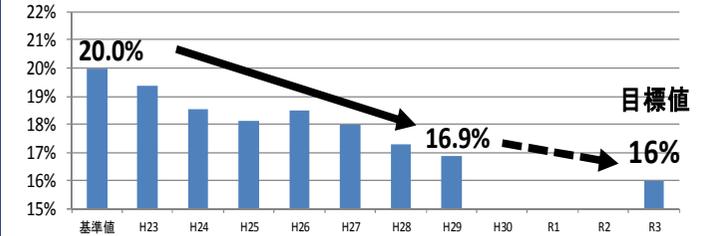
「再犯の防止等の推進に関する法律」 (平成28年12月公布・施行)

「再犯防止推進計画」 (平成29年12月15日閣議決定)

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

◎ 刑務所出所者等の2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする

刑務所出所者の2年以内再入率



対策

施設内処遇

社会内処遇

シームレスな就労支援体制の充実強化

就労支援の充実

- コレワークと連携した包括的な就労支援の実施

矯正施設における職業訓練の充実等

- 刑事施設における職業訓練体制の再構築

高齢・障害受刑者対策

特性に応じた効果的な指導の実施

- 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等



就労支援を含む満期出所者等対策の充実強化

民間資金を活用した民間ボランティア活動の促進

更生保護サポートセンターの運営強化

更生保護施設の受入れ及び処遇機能の強化

起訴猶予処分となる者等を福祉サービス等へ繋ぐ入口支援の充実

国と地方公共団体が連携した再犯防止施策の実施

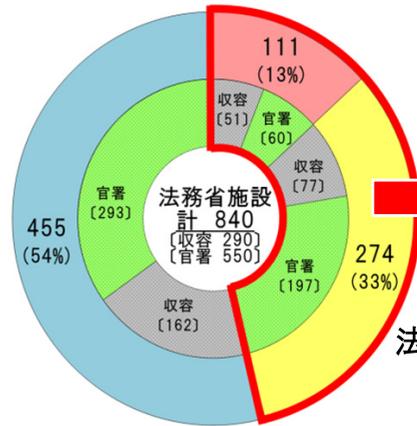


犯罪をした者等の再犯防止により暮らしの安全・安心を確保

矯正施設等の環境整備

令和2年度概算要求等額
37,245百万円(17,287百万円増)

現 状



法務省施設の
約半数が旧耐震基準
によって建築された施設

- 昭和46年以前築 (旧耐震基準改定前の施設)
 - 昭和47~56年築 (現行の耐震基準制定前の施設)
 - 昭和57年以降築 (現行の耐震基準制定後の施設)
- のうち收容施設数を示す
- のうち官署施設数を示す

<拘置所>



<法務総合庁舎>



老朽施設の例

避難所として利用例

<刑務所>



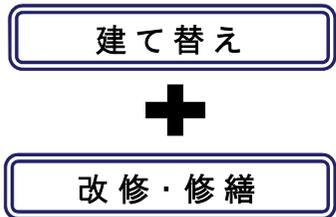
課 題

- 矯正施設の環境整備** (政府方針①, ②)
再犯防止施策推進の重要な基盤となる矯正施設について、新技術を伴う設備機器の整備を含めた改築・改修等による環境整備が必要
- 法務省施設の防災・減災対策** (政府方針②, ③)
(1) 法務省施設の約半数を占める旧耐震基準で建設された建物の耐震化・老朽化対策が必要
(2) 防災拠点・避難所となる矯正施設を始めとする法務省施設の耐震化・機能継続確保のための改築・改修等が必要
- 矯正施設の職員宿舎整備** (政府方針④)
勤務時間外の非常勤務など矯正施設と一体不可分の職員施設については、必要戸数の範囲内で、老朽化対策等の整備が必要

- ① 再犯防止の推進に関する法律 (H28.12施行) 再犯防止推進計画 (H29.12.15閣議決定)
- ② 骨太の方針2019 (R元.6.21閣議決定)
- ③ 国土強靱化基本計画 (H30.12.14閣議決定)
- ④ 国家公務員宿舎の削減計画 (H23.12.1財務省等策定)

政府方針

対策及び効果



- ① 再犯防止施策の実施基盤となる
矯正施設の環境整備を推進
- ② 公共施設の耐震化を進め、
国民の安全・安心な生活を確保
- ③ 災害時における
防災拠点・避難場所の機能強化

・再犯防止を推進
・防災、減災による国土強靱化

政府目標を実現



2020年国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)の開催

令和2年度概算要求等額

1,985百万円(1,778百万円増)



概要

【日程】 2020年4月20日(月)～27日(月) (19日事前準備会合)

【会場】 国立京都国際会館

- コンGRESは、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議(1955年以降5年ごとに開催)
- 司法大臣・検事総長等を含む各国政府代表団等が参加
- 犯罪防止・刑事司法分野の対策等に関する政治宣言を採択
- 事務局は国連薬物・犯罪事務所(UNODC)
- 日本での開催は、1970年以来50年ぶり2回目
- 開催地を京都とすることを平成29年8月に閣議了解



(前回京都コンGRESの様子)

全体テーマ

2030アジェンダ(※)の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進

※ 国連サミットで採択された行動計画。持続可能な開発目標(SDGs)を掲げている。

- (議題1) 社会的・経済的発展に向けた**包括的な犯罪防止戦略**
- (議題2) **刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ**
- (議題3) **法の支配の促進**に向けた各国政府による多面的アプローチ
とりわけ、ドーハ宣言に沿って、
 - ・ 全ての人々に司法へのアクセスを提供
 - ・ 効果的で説明責任のある公平かつ包括的な機関を構築
 - ・ 文化の独自性を尊重しつつ**法遵守の文化を醸成**することを含む社会的、教育的その他の関連方策を検討
- (議題4) あらゆる形態の犯罪、とりわけ
(a) あらゆる形態のテロリズム (b) 新興の犯罪形態
を防止し対処するための**国際協力及び技術支援**

前回ドーハコンGRES(第13回)

- 2015年4月12日～19日の間、ドーハ(カタール)で開催
- タミーム・カタール首長(王族)、潘基文国連事務総長(当時)、フェドートフ国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長のほか、149か国から約4,000人が参加
- 「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに議論し、「ドーハ宣言」を採択
→ **SDGsのゴール16(平和と公正をすべての人に)に反映**



(ドーハコンGRESの様子)

開催意義・効果

- 我が国の法の支配の浸透や「世界一安全・安心な社会」を国内外にアピール
- 犯罪防止・刑事司法分野における我が国の国際的なプレゼンスの向上
- 各国における法の支配等の普遍的価値の浸透に寄与し、国内外の経済成長を支える司法インフラの整備促進

➡ **司法外交(司法分野における国内外の取組)を積極的に推進**



(提供: 国立京都国際会館)

国際法務人材の育成及び国際ネットワークの充実等

現状

- 司法外交＝「法の支配」、「基本的人権の尊重」といった普遍的価値を国際社会に浸透させるための取組
- 司法外交の推進は、
 - ① 各国の経済成長を支える司法インフラを整備し、持続可能な発展に貢献し、
 - ② 国際社会における我が国のプレゼンスを高めるものとして重要
- 国際的な紛争リスク・司法ニーズの高まり
- 国際的なルール作りへの参画の必要性



課題

- ◆ 司法外交を担う人材は質量共に極めて限定的である
- ◆ 関係各国・国際機関等とのネットワークはなお不十分な体制にある
 - ・国際法務人材育成の必要性
 - ・司法外交の基礎となる人的・物的体制整備の必要性
 - ・我が国の制度・運用等を国際社会に理解してもらうための発信の必要性

【骨太の方針2019】等

- ・「国際的な法的紛争に強い日本を作るため、国際法等の知見を持つ国際法務人材を育成し、国際紛争解決機関派遣等により国際ネットワークを充実させる。」
- ・「法の支配を国際社会において確立する取組を推進する。」
- ・「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係各国等と連携しつつ(中略)司法分野の国内外の取組「司法外交」を(中略)オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。」

対策

- 国際機関 (UNODC) 等への職員派遣、交渉力強化等の人材育成、国際準則等ルール策定への参画促進など、人的・物的体制の強化等により、国際法務人材の育成・国際ネットワークの充実化を図る。

国内外の法的紛争に係る予防司法機能の強化

現状

国の施策等に重大な影響を及ぼす訴訟が増加

訴訟発展の懸念のある政策・事象への支援が必要

- 訟務局、法務局・地方法務局では年間約3,000件に及ぶ相談実績
- 重要案件への態勢の強化
- 判決結果から問題点をフィードバックし、政策の法的リスクを除去 etc.

国益に関する国際紛争等への支援が必要

～「司法外交」の展開～

- 国際的法律紛争の予防司法支援
- 国際司法裁判所、WTO等の国際的紛争解決への支援
- 投資仲裁に係る手続規則の改正対応 etc.

「骨太の方針2019」～国際的な法的紛争に強い日本を作る～

- ・ 国内外の法的紛争に係る予防司法機能の充実
- ・ 国際紛争解決ルールの形成に積極的に関与
- ・ 国際裁判への対応能力を強化

対策

- 国内外の法的紛争に係る予防司法機能強化のための人的・物的体制の整備
- 国際訴訟等への関与・支援の充実強化

紛争や訴訟が顕在化する前の段階にあっても中央省庁等における行政施策等について訴訟リスクを踏まえた法的な支援を行う。加えて、国際訴訟等へ積極的に貢献する。

効果

- 政府全体の訴訟リスクを低減
- 国際社会における国益の保護

【法の支配の実現】
国民の権利・利益を擁護

法制度整備支援によるビジネス環境整備促進

○ 法制度整備支援の必要性

- 経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針)
- 成長戦略フォローアップ
- インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)
- 知的財産推進計画2019
- 日・メコン協力のための東京戦略2018
- 開発協力大綱
- 法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)

法制度整備支援に関する基本方針
(改訂版)

法の支配の定着

持続的成長のための
基盤づくり

投資環境整備

事業の内容

○ 法制度整備支援事業実施【直接事業】

- メコン諸国に対するASEAN域内格差是正のための現地セミナー等
(ベトナム, カンボジア, ラオス, ミャンマー)
- 知財分野等ビジネス関係法令整備のための現地セミナー等
(インドネシア, ミャンマー等)
- その他ASEAN地域以外の国々に対する現地セミナー等
(ウズベキスタン, モンゴル, バングラデシュ等)

○ 法制度整備支援基盤整備【間接事業】

- 法制度整備支援基礎調査研究
 - ・ASEAN地域における知的財産法等の比較横断調査等
- 国際協力人材育成
 - ・国際協力に携わる人材育成のためのシンポジウム開催等
- 法制度整備支援に関するドナー間・官民連携強化等
 - ・産学官の連携強化のための関係者会合等

日本企業の海外展開に
有効な投資環境整備

国際社会における日本の
発言力・影響力の向上

検 察 活 動 の 充 実 強 化

政府方針

性犯罪や児童虐待、サイバー犯罪、組織犯罪など深刻化する犯罪に対し、多機関連携を強化して対策を充実させ、「世界一安全な日本」を実現する。治安・司法分野における人的・物的基盤を整備する。
 犯罪被害者等支援のための施策を推進

抜粋:「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

1. 検 察 活 動 に お け る 体 制 整 備

○取調べの録音・録画運用体制の整備

- 令和元年6月1日から、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件の録音・録画が義務化
(「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」平成28年5月24日成立)
- 上記法律の附帯決議において、上記対象事件以外についても幅広く録音・録画を実施するよう要請
 ⇒ 対象事件の急激な増加に伴い、保存すべき録音・録画記録の量が飛躍的に増大、長期保存の必要

○デジタルフォレンジック体制の整備

○刑執行指揮等体制の充実強化

○国際・組織犯罪対策

2. 犯 罪 被 害 者 等 対 応 の 強 化

3. 再 犯 防 止 対 策

人的・物的基盤の強化

各種施策の実施により、検察の役割を十全に果たし、「安全・安心な社会」を実現

頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援等の充実強化

～総合法律支援の更なる充実強化～

●経済財政運営と改革の基本方針2019
「総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の推進」

【法テラスの主な業務】

- ① 情報提供 ……法による紛争解決に必要な情報を収集整理し、その情報をコールセンター等により提供。
- ② 民事法律扶助 ……資力の乏しい方等に対し、無料法律相談、弁護士費用等の立替えを実施。
- ③ 国選弁護等関連 ……国選弁護人等候補者の指名通知、契約弁護士等に国選弁護人等の事務を取り扱わせ、その報酬等を支給。
- ④ 司法過疎対策 ……司法過疎地域に配置したスタッフ弁護士による有償での事件処理、②・③の全国均質遂行。
- ⑤ 犯罪被害者支援 ……国選被害者参加弁護士候補者の指名通知、被害者参加人旅費等の支給、犯罪被害者支援情報の提供と精通弁護士の紹介。

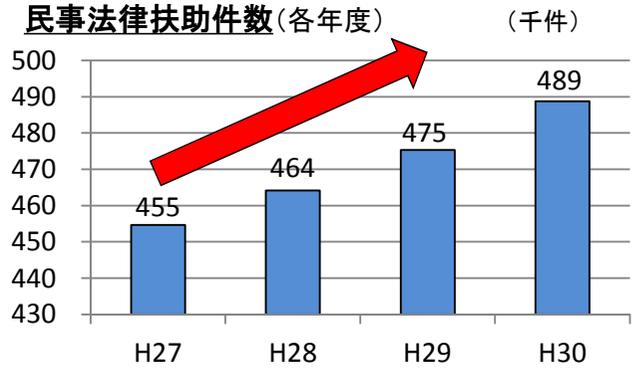
民事法律扶助の利用増加

●民事法律扶助の利用状況

【H30年度】

- 法律相談援助 : 369,379件
- 代理援助(※1) : 116,046件
- 書類作成援助(※2) : 3,522件
- ※1: 弁護士費用等の立替え
- ※2: 裁判所提出書類の代理作成

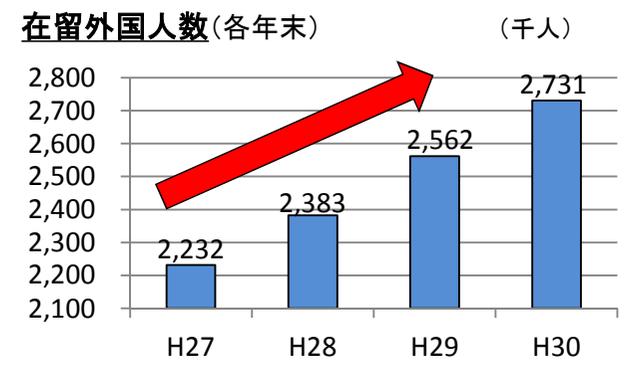
・法テラス設立(H18年)から、**毎年増加**
 ・特に、**法律相談援助・代理援助の利用増加が顕著**



外国人への法的支援

- 在留外国人は**増加の一途**(H30年12月 約273万人)
- 外国人も安心・安全に暮らせる**共生社会の実現**が急務
(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等)
- 通訳を交えた三者間通話により、法制度・相談窓口等について9か国語で情報を提供する「**多言語情報提供サービス**」の利用件数も増加 (H30年度 3,949件)

・安心・安全な暮らしに**不可欠な基盤**である**法的支援の充実**
 ・関係機関と連携した**多面的サポート**(在留手続・労働・福祉関係支援等)も重要



高齢者・障害者への法的支援

- 高齢者・障害者への積極的支援
- 司法ソーシャルワーク**
福祉機関等との連携により、利用者が抱える問題の総合的解決を図る取組
- 改正総合法律支援法**(H30年1月24日施行)
福祉機関等からの申し入れにより、資力の有無にかかわらず、出張法律相談を実施

・福祉機関等との**連携強化**
 ・新たな援助制度の周知による**利用促進**

被疑者国選弁護対象事件の拡大

- 改正刑事訴訟法**(H30年6月1日施行)による被疑者国選弁護対象事件の拡大
被疑者が勾留された事件のうち
(拡大前)死刑・無期・長期3年を超える懲役・禁錮に当たる事件
- ⇒ **(拡大後)全ての事件**
例・酒気帯び運転(道路交通法違反)
・電車内での痴漢(条例違反)
・暴行・住居侵入・器物損壊等も対象に
- 【H30年度】通常分:62,856件 拡大分:14,051件

被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大**に対応**

～子供や若者への幅広い法教育の推進～

●経済財政運営と改革の基本方針2019
「法教育の推進」

学校現場を取り巻く環境の変化

- ・成年年齢の引下げ
- ・新学習指導要領の実施 等

〔法教育教材を作成し、全国の学校等に配布(H30～R1年度)〕
 ○高校生向け冊子教材…約8,200か所
 ○小・中学生向け視聴覚教材…約33,000か所

教員向け法教育セミナーの実施

法教育の実践状況に関する調査研究

・法教育の担い手である教員の指導力向上
 ・これまでの施策の効果を分析し、今後の施策に反映
 ⇒ **更なる法教育の普及・推進**